

技術名称：環境配慮型改質アスファルト防水工法  
「BANKS工法（ノンケトル冷熱併用省力化工法）」

1. 審査証明対象技術

1.1 審査証明依頼者

田島ルーフィング株式会社  
代表取締役社長 田島 国雄  
東京都千代田区岩本町 3-11-13

1.2 技術の名称

環境配慮型改質アスファルト防水工法  
「BANKS工法（ノンケトル冷熱併用省力化工法）」

1.3 技術の概要

BANKS工法は、一般平面部の第1層目として、裏面側にストライプ状の自着層（部分接着層）を有し、かつ、表面側に防水工事用アスファルトに相当する、易熔融改質アスファルトを工場生産により均一な厚みでコーティングした下貼用改質アスファルトルーフィングシートを冷工法（自着工法）で施工した後、表面の改質アスファルト層をバーナーで熔融し、たまりを形成させながら、第2層目の改質アスファルトルーフィングを貼付け積層する熔融釜不要の冷熱併用型改質アスファルト防水2層工法である。

1.4 適用範囲

BANKS工法は、主に建築物の屋根及び室内の防水層形成に適用され、RC、PC、ALC等のコンクリート系下地を主な対象としている。

2. 開発の趣旨

従来のアスファルト防水熱工法は、防水工事用アスファルトを用いてルーフィングを3～4層積層して防水層を形成させる工法であり、信頼性の高い工法であるが、作業効率の問題と熔融アスファルトから発生する煙と臭気による環境上の問題がある。

BANKS工法は、既に審査証明（BCJ - 審査証明 - 30）を取得している環境配慮型アスファルト防水工法「ストライプ&クリーン工法（冷熱併用省力化工法）」の防水理論を踏襲した2層工法であるが、低発煙・低臭性の防水工事用アスファルトに相当する易熔融改質アスファルトが第1層目に使用するルーフィング表面に工場生産により、均一な厚みでコーティングされており、これを熔融しながら第2層目ルーフィングを貼付け積層する工法である。このため、従来の熱工法と同様の熔融アスファルトの充填状態（たまり）を目視確認しながら施工でき、確実な防水層の形成が可能な工法である。

BANKS工法では、熔融アスファルトでルーフィング間を充填する従来の熱工法と同様な防水層形成方法を踏襲しながら、前述の2工法と同等の防水性能を有し、さらなる環境負荷の低減、現場制約の軽減を図るものである。

### 3. 開発の目標

- (1) 在来工法であるアスファルト防水熱工法と同等の性能を有す防水層を確実に形成すること。
- (2) アスファルト防水熱工法及びストライプ&クリーン工法（冷熱併用省力化工法）と比較し、環境負荷の軽減、現場制約の軽減が図れること。

### 4. 審査証明の方法

依頼者から提出された審査証明資料により、本技術の効果を確認することとした。

- (1) 在来工法であるアスファルト防水熱工法と同等の性能を有す防水層を確実に形成することの確認
  - ① 使用するルーフィング類の品質試験結果
  - ② 引張性能の比較
  - ③ 耐疲労性能の比較
  - ④ 接着耐久性能の比較
  - ⑤ 工事用アスファルトと易溶融アスファルトの耐候性の比較
  - ⑥ 工事用アスファルトと易溶融アスファルトの流動性と高温特性の比較
  - ⑦ 施工実績
- (2) アスファルト防水熱工法及びストライプ&クリーン工法（冷熱併用省力化工法）と比較し、環境負荷の軽減、現場制約の軽減が図れることの確認
  - ⑧ 作業工程数、溶融アスファルト使用量、流し貼り作業に必要な最少人数の比較
  - ⑨ 施工時の二酸化炭素発生量の試算による比較
  - ⑩ 施工に必要な工具類の比較

### 5. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

### 6. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

### 7. 審査証明結果

本技術について、前記の開発の趣旨、開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 在来工法であるアスファルト防水熱工法と同等の性能を有す防水層を確実に形成できるものと判断される。
- (2) アスファルト防水熱工法及びストライプ&クリーン工法（冷熱併用省力化工法）と比較し、環境負荷の軽減、現場制約の軽減が図れるものと判断される。

### 8. 留意事項及び付言

- (1) BANKS工法の適用にあたっては、建物の種類、防水部位に相応した適切な防水仕様の選定と施工計画の立案を行う必要がある。
- (2) 施工に当たっては、依頼者が作成した施工マニュアルに基づくことが必要である。
- (3) 管理者及び作業者が本技術の施工マニュアル等について事前に十分に理解するように配慮すること。

## 9. 審査証明経緯

- (1) 建設技術審査証明事業において、2010年5月18日付で新規に依頼された本技術について技術審査を行い、2010年7月27日付で技術審査を完了した。
- (2) 2015年1月20日付で依頼された本技術に関する更新について技術審査を行い、2015年3月16日付で技術審査を完了した。なお、更新日は2015年3月16日とし、審査証明の有効期限は、更新前の有効期限から起算して5年間（2020年7月26日まで）とする。
- (3) 2020年1月21日付で依頼された本技術に関する更新について技術審査を行い、2020年1月21日付で技術審査を完了した。なお、更新日は2020年1月21日とし、審査証明の有効期限は、更新前の有効期限から起算して5年間（2025年7月26日まで）とする。